

京丹後市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和6年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年8月26日

京丹後市監査委員 鈴木 修一

京丹後市監査委員 多賀野 一彦

令和6年度

財政援助団体等監査結果報告書

京丹後市監査委員

監査結果報告書

1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定による監査）

2 監査の対象

令和5年度に財政援助を行った団体のうち、次の団体の補助金等について実施した。

(1) 公益財団法人 京都府丹後文化事業団

補助金名称	所管部署
令和5年度 公益財団法人京都府丹後文化事業団運営補助金	教育委員会事務局 生涯学習課

(2) 一般社団法人 京丹後市スポーツ協会

補助金名称	所管部署
令和5年度 一般社団法人京丹後市スポーツ協会活動補助金	教育委員会事務局 生涯学習課
第46回京都府民総合体育大会選手派遣費補助金	
令和5年度 京丹後市総合スポーツ大会開催補助金	

3 監査の期間

令和6年4月12日から令和6年8月26日まで
（監査実施日：令和6年5月22日）

4 監査の着眼点

団体	所管部署
○ 補助対象事業は、目的に沿って適切に執行されているか。	○ 補助対象事業に対する指導・監督は、適切に行われているか。
○ 補助金等に係る会計経理等は、適正に行われているか。	○ 団体に対する補助金等交付は、適切に行われているか。

5 監査の方法

(1) 本監査

団体及び所管部署から事前に提出を受けた各種書類を確認するとともに、監査委員による説明聴取及び質疑を実施した。

(2) 予備監査

監査委員事務局職員による関係書類の閲覧、必要に応じて現地調査を併せて実

施した。

6 監査の結果

監査の結果、団体に交付された補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されていることを確認した一方で、改善又は検討を要する事項も見受けられた。軽易な指摘事項については、その都度指示、指導を行い、改善又は検討を求めた。

なお、団体及び所管部署は、軽易な事項に関しても留意し、引き続き適正な事務の執行に努められたい。

団体の監査結果は次のとおりである。

団体別監査結果報告書（公益財団法人 京都府丹後文化事業団）

1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、市が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助金等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

2 監査の対象

区分	監査の対象	監査対象補助金等
団体	公益財団法人 京都府丹後文化事業団	令和5年度に交付した補助金のうち、以下のもの補助金等
所管 部署	教育委員会事務局 生涯学習課	・令和5年度 公益財団法人京都府丹後文化事業団運営補助金

3 監査の結果

(1) 令和5年度 公益財団法人京都府丹後文化事業団運営補助金

補助金額	27,000,000円		
支出年月日 及び金額	令和5年4月27日	9,000,000円	第1回概算払
	令和5年7月10日	9,000,000円	第2回概算払
	令和5年9月20日	7,000,000円	第3回概算払
	令和6年2月20日	2,000,000円	第4回概算払
根拠法令等	公益財団法人京都府丹後文化事業団運営補助金交付要綱 京丹後市補助金等交付規則		
補助目的	京丹後市内の小規模事業者の経営を支援し、もって市内商工業の振興を図ることを目的とするもの。		
指摘事項等	【注意事項】 補助金交付申請時の添付書類の中で、収支予算内訳の金額小計が誤っているものが見受けられた。補助事業者は書類の検算を徹底するとともに、所管部署においては、提出書類の齟齬の有無について、徹底されたい。		

4 意見等

公益財団法人京都府丹後文化事業団が行う芸術・文化の振興を図るための事業は、丹後地域における豊かな文化の振興及び普及を図るために不可欠なものである。

限りある予算の中で、創意工夫を凝らして事業を推進されていることについては、敬意を表するとともに感謝するところである。

施設の老朽化や人気タレントによる集客には多大な費用負担が発生することもあり、

今後も補助事業の有効性や必要性、公平性の観点からも、補助金の効果がより一層発揮されるよう、事業内容や効果等について検証し創意工夫に努められ、更なる丹後地域における豊かな文化の振興及び普及を図ることを期待する。

団体別監査結果報告書（一般社団法人 京丹後市スポーツ協会）

1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、市が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助金等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

2 監査の対象

区分	監査の対象	監査対象補助金等
団体	一般社団法人 京丹後市スポーツ協会	令和5年度に交付した補助金のうち、以下のもの補助金等 <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度一般社団法人京丹後市スポーツ協会活動補助金 第46回京都府民総合体育大会選手派遣費補助金 令和5年度京丹後市総合スポーツ大会開催補助金
所管 部署	教育委員会事務局 生涯学習課	

3 監査の結果

(1) 令和5年度一般社団法人京丹後市スポーツ協会活動補助金

補助金額	15,727,000円		
支出年月日 及び金額	令和5年7月28日	10,000,000円	第1回概算払
	令和6年2月20日	5,727,000円	第2回概算払
根拠法令等	一般社団法人京丹後市スポーツ協会運営補助金交付要綱 京丹後市補助金等交付規則		
補助目的	京丹後市のスポーツの普及及び振興を通じて、市民の健全な心身の発達と体力の向上を図り、明るく、健やかで豊かな市民生活の構築を図る。		
指摘事項等	【委員意見】 <u>運営補助金はスポーツ協会の運営分となるので、協会運営の全体像がわかるように実績報告時には協会の決算書を添付されたい。</u>		

(2) 第46回京都府民総合体育大会選手派遣費補助金

補助金額	1,500,000円		
支出年月日 及び金額	令和5年10月10日	1,200,000円	概算払
	令和6年4月19日	300,000円	精算払
根拠法令等	一般社団法人京丹後市スポーツ協会運営補助金交付要綱		

	京丹後市補助金等交付規則
補助目的	府民総体において、市の代表として参加する各競技団体の選手に対して支援することにより、競技力の向上を図るとともに市のスポーツ振興に寄与する。
指摘事項等	<p>【注意事項】 補助対象事業一部に、補助金交付申請前、交付決定前に事業着手が行われており、補助金の交付申請時期を早める必要がある。</p> <p>【委員意見】 実績報告書類の派遣費用の明細について、備考欄を活用して、大会参加料や参加人数などの積算根拠を示されたい。</p>

(3) 令和5年度京丹後市総合スポーツ大会開催補助金

補助金額	2,500,000円		
支出年月日 及び金額	令和5年10月30日	2,500,000円	概算払
根拠法令等	一般社団法人京丹後市スポーツ協会運営補助金交付要綱 京丹後市補助金等交付規則		
補助目的	当該事業は、協会に所属する選手が日頃鍛えた技力を競いながらも親睦を深め合い、心身ともにたくましい豊かな人づくりに寄与することを目的に開催する。		
指摘事項等	<p>【注意事項】 補助対象事業一部に、補助金交付申請前、交付決定前に事業着手が行われており、補助金の交付申請時期を早める必要がある。</p>		

4 意見等

人口減少と社会状況が変化する中、地域別スポーツ型から種目別スポーツ型への普及及び振興を通じて、市民の健全な心身の発達、体力の向上を図るため、京丹後市スポーツ協会の取り組みを支援する各種の補助金について、事後の評価を適切に行い、補助目的とする効果・成果がより得られるよう努めていただきたい。

今後も補助金を適正かつ効率的・効果的に活用した事業の実施により、京丹後市のスポーツの振興、普及に貢献され、市民の健康増進や青少年の健全育成に寄与されることを期待する。